衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 30.5.23 第 196 回国会第 8 号

5月23日(水)、第8回の委員会が開かれました。

1 福井国務大臣(消費者及び食品安全担当)から発言がありました。

2 消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)

・福井国務大臣(消費者及び食品安全担当)、あかま内閣府副大臣、山下内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考 人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

(参考人) 独立行政法人都市再生機構理事 伊藤治君

- ・永岡桂子君外6名(自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新)提出の修正案について、提出者永岡桂子君(自民) から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。

(賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新)

・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

(賛成-自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新)

- ・大河原雅子君外6名(自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新)から提出された附帯決議案について、大河原雅 子君(立憲)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。

(賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新)

(質疑者及び主な質疑内容)

|尾辻かな子君(立憲)|

- ・衆議院本会議の本改正案の趣旨説明質疑における無所属の会の質疑者に対する答弁を訂正するとの5月21日の委員会の福井国務大臣の発言及び法案審議中に「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件の法文解釈を修正すると答弁したこと(本修正答弁については、委員会冒頭で撤回)についての経緯を伺いたい。
- ・霊感商法については、勧誘の態様に特殊性があり、若 年者だけでなく通常の社会生活上の経験を積んできた 消費者であっても、救済できることを消費者庁に確認 したい。
- ・ジャパンライフ株式会社は、病院への送迎等により高齢者に好意を抱かせ、資産をつぎ込ませていた。このような親切にされたことに対する高齢者の好意は、改正法案第4条第3項第4号(恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用)の要件に該当するか、消費者庁に確認したい。

西岡秀子君(国民)

・消費者庁で内部用資料として作成されたという「大臣 本会議答弁の修正について」と題された文書は、大臣

- 等に相談しないまま、委員会で大臣に渡し、そのまま 大臣が読み上げられたとの説明であるが、当該文書は 本会議答弁を修正するという方向で検討されていたも のではないか、福井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件があることで、 若年者以外では救済される対象が狭まるという危惧が あるため、当該要件の削除や「又は判断力の不足若し くは低下」と補完することが望ましいと考えるが、消 費者庁の見解を伺いたい。
- ・民法の成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者被害拡大が懸念される。若年者を救済するための充実した法制度を確立する必要があると考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。

関健一郎君(国民)

- ・若年者であっても社会生活上の経験が豊富な者もいれば、中高年者であっても社会生活上の経験が乏しい者もいる。「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件は曖昧ではないか。「社会生活上の経験が乏しいこと」をどうやって判別するのか、消費者庁に見解を伺いたい。
- ・「過大な不安を抱いていることを知りながら」という要件があるが、事業者が消費者の内面を認識していたこ

とをどうやって認定するのか、消費者庁の見解を伺い たい。

・恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用による取消権行使 には、両想いであると消費者が誤信していることを勧 誘者が知っていることが要件となっている。誤信させ るのではなく本当に好意の感情を抱いたり、信頼関係 を築くような場合を個別に規制できるのか、消費者庁 の見解を伺いたい。

畑野君枝君(共産)

- ・消費者委員会消費者契約法専門調査会(以下「専門調査会」という。)報告書では、「平均的な損害の額」に推定規定を設けることとされた。推定規定の導入が検討された理由及び本改正案に盛り込まれなかった理由について福井国務大臣に伺いたい。
- ・専門調査会では、約款の事前開示について議論され、 消費者委員会の2次答申では喫緊の課題として付言さ れている。今後、どのように検討を進めていくのか、 消費者庁に伺いたい。
- ・日本ブライダル文化振興協会のモデル約款には、キャンセル料等の問題点が指摘されており、専門調査会でもキャンセル料による平均的な損害の額の算定根拠自体にも問題があると指摘されており、消費者庁として、業界団体への働きかけを強めることが必要ではないか。消費者庁に見解を伺いたい。

森夏枝君(維新)

- ・消費者や事業者が混乱しないよう、「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件について、国民に対してどのように説明・周知していくのか、福井国務大臣に伺いたい。
- ・「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件について、誰がどこで提案し、政府内でどのような検討がなされ、 どのタイミングで追加されることになったのか、消費 者庁に伺いたい。
- ・教育現場において、消費者庁作成の冊子を活用するな ど消費者教育に取り組んでいくことは既に伺ったが、 教育現場での消費者教育の今後の取組についての具体 的なスケジュールを文部科学省及び消費者庁に伺いた い。